「『民泊サービス』を提供する場合の注意喚起リーフレット」を作成しました

予防課

住宅（戸建住宅、共同住宅等）の全部又は一部を活用して宿泊サービスを提供するいわゆる「民泊サービス」のあり方については、厚生労働省及び観光庁が開催する「『民泊サービス』のあり方に関する検討会」において検討が行われているところです。

「民泊サービス」を提供する場合、建物や設備等に不案内な方の宿泊が想定されることに伴い、火災危険性に関する注意喚起を適切に実施することが重要となります。

消防庁では、火災危険性に関する注意喚起が円滑に行われるよう、そのポイントを整理したリーフレットを作成しました（平成28年３月30日付事務連絡）。

【火災危険性の具体例】

① 調理器具や暖房器具等の取扱等の認識不足による出火のおそれ

② 消火器等の位置、使用方法の認識不足による初期消火の未実施

③ 119番通報要領等の認識不足による通報の遅れ

④ 避難経路等の認識不足による避難の遅れ

【注意喚起事項】

① 調理器具・暖房器具等の使用方法、取扱上の注意点等

② 消火器等の位置、使用方法

③ 119番通報要領等

④ 避難経路等

注意喚起リーフレット（抜粋）

問合わせ先
消防庁予防課企画調整係　桐原
TEL: 03-5253-7523